

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## ■ 国務院、経済安定策を発表、景気下支えに政策総動員

国務院（中央政府）は5月31日、中央経済工作会議及び今年の政府活動報告等の方針に基づき、『経済を着実に安定化させる一連の政策の発表に関する通知』を公布しました。財政・金融支援の強化や消費・投資促進、サプライチェーンと資源の安定確保など6分野33措置からなり、政策総動員により国内経済の新型コロナからの脱却や成長軌道への回帰を図るものとしています。既存政策も多く含まれるものの、担当官庁及び各地方政府に対し、景気対策を速やかに実行するよう求めており、下半期に向かって経済回復の早期実現を目指すとしています。

## ■ 直近の重要政策

## ■ 財政政策

- ✓ 一部乗用車に対する車両購入税の減額に関する公告  
（財政部等、5/31）
- ✓ 『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの着実な実施に向けた財政支援の意見』の発表に関する通知  
（財政部、5/30）

## ■ 金融政策

- ✓ ハイテク及び新興成長企業のクロスボーダーファイナンス業務の利便化試行の支持に関する国家外貨管理局の通知  
（国家外貨管理局、5/31）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、経済安定策を発表、景気下支えに政策総動員

国務院は5月31日、『経済を着実に安定化させる一連の政策の発表に関する通知』<sup>1</sup>(以下、方案)を公布しました。財政・金融政策に加え、投資・消費促進策や食料・エネルギー、サプライチェーンの安定策などを打ち出し、景気下支えに総力を挙げるとしています。

通知は当面の経済情勢について、「新型コロナウイルス感染症とウクライナ危機によるリスクと挑戦が増え、我が国の経済発展環境の複雑性、深刻性、不確実性が上昇。経済成長、雇用、物価の安定が新たな試練に直面している」という中央経済工作会議での認識を取り上げた上、各担当部門に対し、「第2四半期の国内経済を着実に安定化させ、下半期の発展に良好な礎を作り、経済を妥当な水準での推移を維持し、実績を上げながら第20回党大会(20大)の開催を迎えるように」と指示しています。

通知の主な内容については図表1をご参考ください。

【図表1】通知の主な内容

#### 財政政策

- 製造や科学研究・技術サービス、電力・熱・ガス・水の生産・供給、ソフトウェア・ITサービス、生態・環境保護、交通運輸・倉庫・郵政の6業種に対する増値税の仕入税額控除を通じた税還付を促すほか、卸売・小売、農林水産・畜産、宿泊・飲食、住民サービス、修理・その他サービス、教育・衛生・ソーシャルワーク、文化・スポーツ・娯楽の7業種もその適用対象に追加することを検討する。新規の仕入税額控除による税還付は毎月、既存の仕入税額控除による税還付は一括で実施する方針。これにより、還付額が1,420億元増加する見込み。6月30日を目途に既存分の還付を概ね完了する。今年の税還付額は合計で約1兆6,400億元となる見通し
- 今年度の地方政府専項債(レベニュー債)の発行と使用を速め、その3兆4,500億元の発行枠を6月末までに概ね使い切り、調達資金を8月末までに使い切るよう目指す。地方政府専項債の支援対象につき、これまでの交通インフラやエネルギー、保障性賃貸住宅等の9分野に加え、次世代通信などの新型インフラや新エネルギー分野などに拡大する
- 中小規模零細企業による政府調達への入札に関するハードルを引き下げ、中小規模零細企業に対する政府の買い付けを拡大する
- 社会保険料納付猶予(22年末まで)の適用対象につき、飲食や小売、観光、交通運輸企業から新型コロナの影響を強く受けた業種の企業などに拡大する
- 就業支援の強化について、企業が今年度の大学新卒者を採用し、失業保険を契約する場合は1人当たり最大1,500元の補助金を一括で支給する。具体的な補助基準は地方政府により設定される。これは22年末まで実施され、地方政府が別途設定した雇用安定の確保に向けた一括交付の補助金と同時に受給することは不可とする

#### 金融政策

- 金融機関による中小規模零細企業や個人事業主、トラック運転手、新型コロナの影響を受けた個人に対するローン返済の猶予(22年末まで)を奨励する
- 中小規模零細企業やインフラ等に対する融資を強化するほか、市中金利の引き下げも引き続き誘導する
- 条件を満たすプラットフォーム企業などの海外上場を支持する
- 金融機関による低炭素化事業などの支援に向けた金融債の発行を奨励する
- 銀行間と取引所債券市場に対し、民間企業の起債に関する取引手数料などの免除を指導する

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content\\_5693159.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm)

【図表1】通知の主な内容（続き）

### 投資・消費の促進策

- **交通インフラの投資を加速する。**沿海部や港湾、航路などの交通インフラ建設事業は審査手続きの簡素化により早期着工できるようにする。国鉄運営を担う中国国家鉄路集団が3,000億元の鉄道建設向け債券を発行することを奨励する。農村部道路の整備や都市部管路の改修事業も強化する
- **民間からの投資も呼び込む。**第14次五カ年計画（2021～25年）が定めた102件の重大建設事業に対する民間投資を促すほか、民間資本による都市インフラ建設事業への参画も奨励する
- **自動車と家電の販売拡大に注力する。**各地方が新たに自動車の購入制限措置を導入してはならない。ナンバープレートの発給増と購入資格の制限緩和、中古車の地域をまたいだ取引の制限撤廃などを求める。国境検問所（口岸）がある地区での輸入車の並行輸入業務の展開を支援し、一定の排気量以下の乗用車に対する取得税の減額実施に取り組む

### 食料・エネルギーの安定供給策

- 食料の収益保障に向けた補助金の支給を速め、穀物の買付価格を引き上げる
- 夏のピーク時における電力供給を確保するため、石炭の高度利用と生産能力の拡大に取り組む。石炭と原油の備蓄能力を高める
- 風力や太陽光、揚水発電事業の推進や送電システムの整備に注力する

### 商流・サプライチェーンの安定策

- 新型コロナの影響を受けた小規模零細企業や個人事業主に対し、水道料金や電気代、天然ガス料金の支払い猶予を実施するほか、地方政府に対し一定の補助金支給も求める
- 国有物件の運営業者によるテナント（中小規模零細企業及び個人事業主）への賃料減免を求める。非国有物件の賃料減免を奨励する
- 航空・物流業界への金融・財政支援を強化する他、文化・観光、宿泊・飲食企業への与信拡大も奨励する
- 企業の生産・業務再開を支援し、物流やサプライチェーンの円滑化に支障をきたす制限を緩和する
- 『外商投資奨励産業目録』の更新を速め、より多くの外資を先端製造やハイテクイノベーション等の分野に誘致し、中西部及び東北地域への進出を支援する。外資の安定化を図り、在中国外国商工会議所、外資企業との意思疎通メカニズムの整備に取り組み、業務活動等に関する問題解決に向けサポートする

### 民生保障策

- 新型コロナの影響を受けた企業による住宅積立金の納付猶予の申請が可能である
- 農村からの人口移転と農村部就業・起業支援の政策改善を図る
- 物価上昇に連動した保障基準を実施すると同時に、補助金の一括交付や支援物資の配給などにより、低所得者の生活保障を確保する

（通知に基づき、中国アドバイザー一部作成）

6月に入り、疫病対策として採られてきた封鎖管理措置の撤廃や関連制限の緩和に加え、当局が経済再生と新型コロナからの早期脱却に向けて矢継ぎ早に打ち出してきた各種政策もあり、社会経済活動は正常な状態に戻る様子を見せ、景気の持ち直しが期待されています。一方、ロックダウンという荒波の直撃を受け、实体经济やサプライチェーンなどの脆弱さが露呈しており、雇用への不安など家計部門への影響と、国内事情及び政策運営の先行きや地政学リスクなどの内外要因に漂う不透明感に対する懸念が相俟っている中、当局には、本格的な経済対策の実施や発表済み政策を実行に移していく行動力も求められています。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 一部乗用車に対する車両購入税の減額に関する公告

(原文：关于减征部分乘用车车辆购置税的公告)

財政部 稅務總局公告 2022 年第 20 号

財政部等 2022 年 5 月 31 日公布

#### 【主要内容】

- 2022年6月1日～2022年12月31日に30万元（増値稅抜き）以下で、排氣量2,000cc以下の乗用車を購入した場合、その車両購入稅（取得稅）を半分に引き下げる
- 新型コロナの影響を受け大幅に落ち込んできた自動車販売の押し上げが目的であり、国内景気の浮揚を目指す総合的な対策の一環となる
- 当局は2009年1月20日～2010年12月31日、2015年10月1日～2017年12月31日に、排氣量1,600cc以下の乗用車に対する取得稅の減額措置<sup>2</sup>を行ったことがあり、販売増加につながり、一定の効果を上げた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202205/t20220531\\_3814723.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202205/t20220531_3814723.htm)

#### 『炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの着実な実施に向けた財政支援の意見』の発表に関する通知

(原文：关于印发《财政支持做好碳达峰碳中和工作的意见》的通知)

財資環 [2022] 53 号

財政部 2022 年 5 月 30 日公布

#### 【主要内容】

- 財政部は『新發展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルを実現させることに関する中共中央及び國務院の意見』、『2030年までの炭素排出ピークアウト行動プラン』の方針に基づき、低炭素社会の実現に向けた財政支援を行う通知を発表した
- 2025年までに低炭素社会の發展に資する財政・稅制の枠組みを構築する。国内各業種における低炭素化へのモデル轉換加速を後押しするとの目標を示した
- この他、30年までには「低炭素社会の發展に資する財政・稅制の体系をおおむね整備する。炭素排出ピークアウトの目標を達成する」こと、60年までには「低炭素社会を支える財政体系を成熟させる。カーボンニュートラルを実現させる」ことを目標に掲げている
- 具体的な支援策については、低炭素社会發展での実績により地方への交付金（財政移轉）を調整することや、新たな産業投資ファンド及び専門基金の組成、環境保護分野での官民連携（PPP）事業の推進、低炭素化事業による政府債券支援対象への追加などが挙げられる
- また、稅制面での優遇措置について、新エネルギー車に対する取得稅等の免除やディーゼルパーティキュレートフィルター（DPF）、鉄資源の輸入關稅引き下げなどを継続するほか、省エネや資源の有効利用を行った企業に対し、企業所得稅（法人稅）や増値稅等に関する既存の優遇稅制も着実に実施する
- 政府による新エネルギー車・船舶やグリーン製品の調達を促す

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202205/t20220530\\_3814434.htm](http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202205/t20220530_3814434.htm)

<sup>2</sup> 基準稅率は10%。09年と15～16年は5%、翌年は7.5%を適用

## ハイテク及び新興成長企業のクロスボーダーファイナンス業務の利便化試行の支持に関する国家外貨管理局の通知

(原文：国家外匯管理局关于支持高新技术和“专精特新”企业开展跨境融资便利化试点的通知)

匯發〔2022〕16号

国家外貨管理局 2022年5月31日公布・実施

### 【主要内容】

- 天津市や上海市、北京市、重慶市、江蘇省、山東省、湖北省、広東省、四川省、陝西省、浙江省、安徽省、湖南省、海南省、深セン市、青島市、寧波市17省市において、ハイテク及びある分野に特化した新興成長企業（以下、新興成長企業）に対するクロスボーダーファイナンス業務の利便化を試行し、一定の限度額内の自由な外債借入を認める方針
- クロスボーダーファイナンス業務の利便化につき、これまで北京（中関村国家自主创新示范区）や上海（自由貿易試験区）、湖北（自由貿易試験区及び武漢東湖新技術開発区）、広東及び深セン（グレートベイエリア）、海南（自由貿易港）等9省・市において、ハイテク企業に限って試行されてきたが、今回は試行地域を17省市に拡大した上、適用対象に新興成長企業を追加した
- その限度額につき、既存の試行地域である9省・市は1,000万米ドル相当金額、天津市や山東省など新規追加された試行地域は500万米ドル相当金額とする
- 同通知2022年5月31日より実施し、中央政府が打ち出した経済安定策を着実に実行するものである

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0531/21030.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。